

# 東京都立武蔵台学園管理運営規程

10立川養第681号  
平成10年11月30日  
校長 決定  
最近改正 令和2年4月1日

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則の定めるところに従い、東京都立武蔵台学園（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

## 第6 指導教諭

指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

## 第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部
  - (1) 知的障害教育部門には、教務部、研究・研修部、生活指導部、進路指導部、支援部を置く。
  - (2) 病弱教育部門には、教務部、研究・研修部、生活指導部、進路指導部、教育相談部、情報管理部を置く。なお、各部の分掌内容は、別表Ⅰのとおりとする。
- 2 学部
  - (1) 知的障害教育部門小学部には、第1学年から第6学年を置く。
  - (2) 知的障害教育部門中学部には、第1学年から第3学年を置く。
  - (3) 知的障害教育部門高等部普通科には、第1学年から第3学年を置く。

(4) 病弱教育部門小学部には、第1学年から第6学年を置く。

(5) 病弱教育部門中学部には、第1学年から第3学年を置く。

なお、各学部、各学部に、学部会を設ける。

### 3 教科

知的障害教育部門及び病弱教育部門において、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を置く。音楽 美術 保健体育 家庭、国語・算数・数学、社会性の学習、作業学習に教科主任を置く。

### 4 企画調整会議

#### 5 連絡会

#### 6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。その他必要に応じて教科会を置く。

### 7 委員会

#### (1) 学園全体

①安全衛生委員会 ②防災教育推進委員会 ③学校安全委員会 ④ホームページ運営委員会

⑤省エネ委員会 ⑥汚職防止委員会 を置く。

#### (2) 知的障害教育部門

①教育課程検討委員会 ②危機管理委員会（兼防災委員会） ③学校いじめ対策委員会・学校サポートチーム ④学校保健委員会 ⑤食物アレルギー対応委員会 ⑥学校給食運営委員会 ⑦医療的ケア安全委員会 ⑧図書委員会 ⑨業者選定委員会 ⑩教科書選定委員会 ⑪オリンピック・パラリンピック委員会 ⑫都立学校開放事業運営委員会 を置く。

#### (3) 病弱教育部門

①プール委員会 ②教育課程検討委員会 ③防災委員会 ④オリンピック・パラリンピック委員会を置く。

なお、各委員会の分掌内容は、別表Ⅱのとおりとする。

### 8 学校運営連絡協議会

### 9 部活動

知的障害教育部門において、教育活動の一環として高等部に部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については、生活指導部の所掌し、とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

### 10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

### 11 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第11 企画調整会議

### 1 設置

知的障害教育部門と病弱教育部門合同の全校企画調整会議、知的障害教育部門による本校企画調整会議、病弱教育部門による分教室企画調整会議を置く。

### 2 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学園全体、本校、分教室の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 3 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、指導教諭、学部主任、保健主任とする。

なお、校長は状況に応じて他の関係者を構成員として任命し、その意見を聞くことができる。

### 4 開催

全校企画調整会議の定例会は、原則として年3回開催する。

本校及び分教室企画調整会議の定例会は、原則として毎週1回開催する。

### 5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第12 連絡会

### 1 設置

全校の教職員を対象とする全校連絡会、知的障害教育部門の教職員を対象とする本校連絡会、病弱教育部門の教職員を対象とする分教室連絡会を置く。

### 2 目的

連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 3 構成員

常勤の教職員とする。ただし、校長が認めた場合は、他の職員も参加できる。

### 4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

### 5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 6 司会

校長が選任する。

### 7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

### 8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し、副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第13 教科会

### 1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

### 2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (4) 学習評価に関すること。
- (5) 教科書選定に関すること。
- (6) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (7) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

### 3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。教科指導上の必要に応じ非常勤教員を加える。

### 4 開催

定例的な教科会を、年4回以上開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、次年度予算策定時(年1回)、OJT関係実施時期(年2回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

### 5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

#### 第14 分掌組織図

分掌組織図は、別表Ⅲのとおりとする。

#### 第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは校長が定める。

#### 第16 予算

校内予算の編成については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

#### 第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

#### 第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

付 則

この規程は、平成14年6月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年6月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

分掌内容（別表Ⅰ）

知的障害教育部門 分掌部等	各学部	小・中・高等部会の企画運営、教育課程の編成実施等
	教 務 部	学籍・調査統計、教育課程管理、教育実習、教科書、儀式、学校評価、学校環境整備、個人情報の保護・管理、等
		視聴覚機器管理及び行事等の機器操作、パソコン等OA機器の維持管理、情報セキュリティ、等
	研究・研修部	全体・学部研究・研修会の企画・立案、研究資料の提供、都特研、年次研修の推進、等
	進路指導部	高3進路指導、卒業生アフターケア、学部児童・生徒の進路指導及び相談、個別の教育支援計画の推進、等
	支 援 部	入学相談、記録の管理、特別支援教育の推進、学校公開、
副籍事業、理解推進事業及び学校開放事業に関する企画立案、等		
生活指導部	健全育成、防災、安全指導、安全管理、スクールバスに関する企画・運営、等	
	保健衛生の管理、環境衛生指導、学校保健安全計画作成、給食指導に関わる諸課題の企画立案、整理、部活動に関すること 等	
病弱教育部門 分掌部等	各学部	小・中・高学部会の企画運営、教育課程の編成実施、等
	教 務 部	学籍・調査統計、教育課程管理、教科書、儀式、学校評価、学校環境整備、個人情報の保護・管理、等
	研究・研修部	校内研究、研修会の企画・立案、年次研修の推進、関係機関との連携、等
	進路指導部	中3進路指導、個別の教育支援計画の推進、進路関係の情報収集、等
	教育相談部	教育相談、引継ぎ支援、関係機関との連携、就学・転学相談、理解推進、等
	情報管理部	視聴覚機器管理及び行事等の機器操作、パソコン等OA機器の維持管理、情報セキュリティ、等
生活指導部		防災、安全指導、安全管理、特別活動、等

分掌内容（別表Ⅱ）

		委 員 会	
学 園	①	安全衛生委員会	職員の健康診断計画立案と実施、職場環境の調整・改善等
	②	防災教育推進委員会	防災教育の充実
	③	学校安全委員会	学校安全に関する対策協議等
	④	ホームページ運営委員会	ホームページ運営にかかる基本的事項の確認、ホームページの作成、維持管理等
	⑤	省エネ委員会	校内の省エネに関する事項の確認等
	⑥	汚職防止委員会	汚職防止に関する情報収集と対策協議等
知的障 害教育	①	教育課程検討委員会	教育課程の見直し・検討(新学習指導要領への対応、行事の精選等)
	②	危機管理委員会（防災委員会）	学校防災基本対策の企画立案、関係諸機関との連絡調整、緊急事態発生時の即対応・情報収集校内体制確保
	③	学校いじめ対策委員会・学校サポートチーム	いじめ対策、児童・生徒の行動問題等の未然防止
	④	学校保健委員会	学校給食及び保健に関する研修・事業の進行管理等
	⑤	食物アレルギー対応委員会	食物アレルギーに対する方針の立案、指導と管理
	⑥	学校給食運営委員会	学校給食に関する業者との連絡調整等
	⑦	医療的ケア安全委員会	医療的ケアを必要とする児童・生徒対応の環境整備等
	⑧	図書委員会	学校図書の整備と管理、閲覧貸出図書の活用の検討等
	⑨	業者選定委員会	修学旅行、校外習等、物品購入リース等の際の業者選定に関すること
	⑩	教科書選定委員会	高等部の教科書選定に関わる事務一般
	⑪	オリンピック・パラリンピック委員会	オリンピック・パラリンピック教育の推進
	⑫	都立学校開放事業運営委員会	都立学校公開講座、障害者のためのプール開放事業、都立学校体育施設開放事業の企画、運営等
病 弱 教 育	①	プール委員会	プール管理・使用に関する医療センターとの連絡調整
	②	教育課程検討委員会	教育課程の見直し・検討(週時程や行事予定等)
	③	合同防災委員会	小児総合医療センターと連携した防災体制の構築
	④	オリンピック・パラリンピック委員会	オリンピック・パラリンピック教育の推進(計画書・経費内訳の作成等)